

# 総 則

## 1 教育課程編成の基本的な考え方

問1 教育課程編成の原則とはどのようなことか。

各学校においては、次の原則を踏まえ、学校として統一性のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(1) 法令及び学習指導要領の示すところに従うこと

各学校における教育課程については、公教育の立場から法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従うとともに、学習指導要領に基づいて編成しなければならぬ。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

生徒を取り巻く環境の変化、問題行動の深刻さ、都市化や少子化などに伴う社会体験や自然体験の減少などの状況の中で、自我の形成を図り、調和のとれた豊かな人間性の育成や社会性の育成を図ることは、これからの学校教育において一層重視されなければならない。

(3) 地域や学校の実態を十分考慮すること

学校における教育活動が円滑かつ効果的に展開されるためには、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望にこたえることが大切である。また、学校の規模、生徒の実態、教職員構成の状況、施設・設備などの諸条件等を十分考慮することも大切である。

(4) 課程や学科の特色を十分考慮すること

高等学校教育としては、課程や学科の別を問わず、その目標とするところに変わりはないが、必修科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて、教育課程を編成する必要がある。

(5) 生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮すること

高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って、生徒に自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることなどを踏まえる必要がある。

問2 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開を進めていく際の視点はどうか。

生徒にはぐくむべき「生きる力」としては、①いかに社会が変化しようと、自分で課

題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、感動する心など、豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力等が重要な要素としてあげられる。

これからの学校教育においては、生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの考え方に立って、生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、個性を生かす教育の充実を図ることが求められている。そのためには、生徒一人一人が自分のものの見方や考え方をもって判断し行動できるようにすることが大切であり、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間において、それぞれの教育活動の特質に応じ、自らの意見や考えをもち、論理的に表現したり、相手の立場を尊重して討論したりする、思考力、判断力、表現力などの育成を重視する必要がある。また、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的、自律的な学習の仕方を身に付けさせるとともに、体験的、問題解決的な学習などを通じて、学ぶことの楽しさや達成感を体得させ、自ら学ぶ意欲を育てるよう配慮する必要がある。

問3 高等学校における道徳教育推進の考え方とその配慮事項はどのようなことか。

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

高等学校においては、生徒の発達段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育を進めるに当たっては、特に道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。その際、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという自律の精神、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできる社会連帯の精神、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた義務を果たし責任を重んずる態度、さらには、自分と異なる他者の意見に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の人権を尊重し、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

問4 体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導で配慮すべきことは何か。

保健体育科の指導の充実を図ることはもとより、各教科・科目、特別活動におけるホームルーム活動の健康や安全に関する指導、生徒会活動、学校行事の健康安全・体育的行事などにおける体力の向上や健康・安全にかかわる諸活動をその特質に応じて積極

的に行うことによって、その充実を図ることが大切である。各学校において、こうした指導を効果的に進めるためには、地域や学校の実態及び生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、計画的、継続的に指導する必要がある。

問5 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について教育課程上の位置付けはどうか。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。そのため、各学校が教育課程を編成するに当たっては、次のような教育課程上の位置付けが考えられる。

(1) 各教科・科目の中で実施する場合

職業に関する各教科の「課題研究」等の中で産業現場等における実習が位置付けられているほか、家庭科において、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流、ボランティア活動への参加などを通じて指導を行うこととされている。また、職業に関する各教科・科目における実習については、その各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験により替えることができることとされており、さらに、定時制・通信制の課程においては、職業における実務等を各教科・科目の履修の一部に替えることのできる実務代替の仕組みが設けられている。

(2) 特別活動で実施する場合

特別活動においても、ボランティア活動や就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れることが示されており、特にボランティア活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げることとしている。また、学校行事においては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫を求めている。

(3) 総合的な学習の時間における学習活動として実施する場合

総合的な学習の時間においては、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成を目指して、地域や学校、生徒の実態等に応じた様々な学習活動を展開するが、その際、体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることが必要であり、ボランティア活動、就業体験などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動もこの時間の活動の一つの柱になることが考えられる。

(4) 学校外における就業体験やボランティア活動に対して単位の修得を認定する場合

学校教育法施行規則第63条の4及び平成10年文部省告示第41号の規定により、学校外におけるボランティア活動、就業体験等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっている。これには、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定したり、学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、様々な方法が考えられる。

## 2 教育課程編成上の基本的配慮事項

問1 卒業までに履修させる単位数等を定める際に配慮すべきことは何か。

学校が教育課程を編成するに当たっては、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目の単位数及び生徒が行うべきものとして定める総合的な学習の時間の単位数の合計を74単位以上に定めなければならない。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計の中には、必ず次の単位数を含めなければならない。

- ア すべての生徒に履修させる必修教科・科目の単位数
- イ 専門学科においては、すべての生徒に履修させる専門教育に関する各教科・科目の単位数
- ウ 総合学科においては、すべての生徒に履修させる「産業社会と人間」の単位数
- エ 総合的な学習の時間の単位数

問2 授業時数等を定めるに当たって配慮すべき事項は何か。

### (1) 全日制の課程における年間授業週数

学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事及び総合的な学習の時間それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが、このうち全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならない。

また、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行うことも可能であり、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用することができる。

### (2) 全日制の課程における週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については、完全学校週5日制の実施に伴う授業時数の減少を考慮し、30単位時間を標準とするよう改められた。「標準」ということは、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。

### (3) 定時制の課程における週当たり授業時数等

定時制の課程にあつては、授業の週数・日数や時数の取扱いについて、生徒の勤労や生活の状況などに即応し、負担過重になることを避け、実際効果を上げるような適切な配慮が必要である。このため、定時制の課程における授業の週数・日数や時数の取扱いを弾力的に運用できるよう、定時制の課程における授業日数の季節的配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に配当するものとしている。

問3 授業の1単位時間の運用に当たって配慮すべきことは何か。

各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めることができる。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としたものである。

ただし、1単位時間を弾力的に運用する際には、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保することが必要である。

問4 必履修教科・科目の履修についての留意点は何か。

必履修教科・科目は、課程や学科のいかんを問わず、すべての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることに留意する必要がある。

現在、中学校卒業者のほとんどの者が高等学校に進学し、生徒の能力・適性、進路等が多様になっているという実態があることから、個々の生徒について個性の伸長を図るため、学校の実態に応じて大幅な増加単位の措置をとることは可能である。

なお、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必履修教科・科目を除き、その単位数の一部を減じることができることとされているのは、必履修科目に加え専門科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要があることなどを考慮したものである。

問5 専門学科における各教科・科目の履修に当たって配慮すべき事項は何か。

(1) 専門科目の最低必修単位数

専門学科における専門科目の必修単位数は、25単位を下らないこととしている。これは、一律に25単位に引き下げようとするものではない。専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

(2) 普通科目の履修を専門科目の履修とみなす措置

普通科目の履修を専門科目の履修とみなす措置は、商業に関する学科については外国語に属する科目に限って5単位まで認めている。また、商業に関する学科以外の専門学科では、現行と同様に専門科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その普通科目を専門科目の履修として認めることとしている。

(3) 専門科目による必履修科目の代替

専門科目を履修することによって、普通教科の必履修科目の履修と同様の成果が期

待できる場合は、その専門科目の履修をもって必修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

実施に当たっては、専門科目と必修科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

**問 6 学校設定科目及び学校設定教科を設ける際に配慮すべきことは何か。**

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、その科目の属する教科の目標に基づくとともに、科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

また、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮する必要がある。

なお、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。

**問 7 選択履修の趣旨を生かした教育課程編成に当たって配慮すべき事項は何か。**

**(1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修**

今回の改訂においては、必修教科・科目の最低合計単位数を縮減したこと、必修科目についても、いわゆる選択必修の考え方を基本に設定していること、学校設定教科・科目を導入したことなど学校や生徒の選択の幅の拡大を図っている。

これらの仕組みを設けたのは、選択科目や学校設定科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにするためである。

この観点から、生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型を設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが、類型における各教科・科目の配列に当たっても、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要である。

**(2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修**

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためにはいわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

このことは、教育課程の類型を設ける場合にも重要であり、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものとしてせず、生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うこ

とが必要とされている。

問 8 各教科・科目の単位認定に当たって配慮すべきことは何か。

各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし、2以上の年次にわたって分割して履修する場合もある。2以上の年次にわたって分割履修する場合には、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとされている。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該教科・科目を修得したこととなる。

また、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできるが、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

問 9 総合学科における各教科・科目の履修等で配慮すべき事項は何か。

(1) 「産業社会と人間」の取扱い

総合学科においては、「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させることとし、標準単位数は2～4単位とすることとしている。「産業社会と人間」については、今回の改訂で、学校設定教科に関する科目として設けることができることを特に示している。

「産業社会と人間」の目標を設定するに当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、指導に当たっては、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れることが必要である。

(2) 総合学科における教育課程の編成

総合学科については、生徒の多様な選択を可能とするため、単位制による課程とすることを原則とすることが明示された。

また、生徒が普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにするために、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を25単位以上開設することとしている。

生徒の主体的な選択を重視する観点から、生徒にある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようにするため、体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすることとしている。

### 3 教育課程編成の手順

問1 教育課程を編成する場合の手順や留意点としてどのような事柄が考えられるか。

教育課程は、学校全体として、組織的、継続的に生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画であり、各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものである。各学校の教育課程はそれぞれの学校において、どのような生徒を育てようとするのか、そのためにどのような教育を行おうとするのかなど、各学校の教育目標や教育活動についての基本的な考え方の下に編成されるものである。すべての教職員が今回の改訂の趣旨や内容を十分理解して、自校の教育が目指すところを改めて検討するとともに、それを踏まえ、教育課程の編成に当たっては、まず編成の基本的な方針を明らかにして、共通理解を図ることが不可欠である。その上で、教科・科目の編成、開設すべき学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の学習活動、特別活動の内容及びそれぞれの単位数や授業時数の配当等の検討について、適切に役割を分担し、スケジュールを立てるなど、組織的、計画的に取り組むことが期待される。

教育課程の編成に当たって取り組むべき主な事柄を挙げれば、次のようなものが考えられる。

#### (1) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の決定

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、法令等に示された学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して明確に設定する。

ア 学校教育の目的や目標に照らして、各学校が当面する教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる具体的事項を明確にする。

ウ 編成に当たっては、教育課程と日常の教育活動との関連など、特に留意すべき点を明確にする。

#### (2) 事前の調査・研究

教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握し、明らかにする。

ア 教育課程についての国の基準である学習指導要領について、その改訂の趣旨や内容及び教育委員会の規則や編成基準などを研究する。

イ 地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性、進路等を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の興味・関心や期待等を把握することに留意する。

ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、生徒の学習状況や反応などに留意する。

#### (3) 基本方針の明確化

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことで



ある。

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

#### (4) 具体的な組織と日程の決定

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、学校が行う諸活動との調和を図りつつ、編成の作業日程を決める。

ア 編成のための組織を決め、作業を分担する。

イ 編成のための作業日程等の計画を立てる。

ウ 各組織、各作業ごとの具体的な日程を決める。

#### (5) 教育課程の編成

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等を組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため、重点を置くべき事項を明確にしながら、修得総単位数や各年次の修得単位数、類型の有無や種類、必修科目と選択科目などの構成と履修年次、特別活動、総合的な学習の時間の位置付け等、教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら定める。

イ 各教科・科目等を定める。

(ア) 各教科・科目（必修科目、選択科目、学校設定教科・科目）の構成、特別活動の構成、総合的な学習の時間の内容等を具体的に定める。

(イ) 各教科・科目等の指導において、自ら学び自ら考える力の育成、個に応じた指導の推進などが図られるよう配慮する。

(ウ) 学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育、体育・健康に関する指導及び就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(エ) 地域や学校、生徒の実態に応じて学校が創意工夫を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

ウ 教科・科目等を組織するとともに、単位数や授業時数を配当する。

(ア) 基礎的、基本的な指導を重視するとともに、発展的、系統的な指導ができるように類型や年次に応じ、教科・科目等を配列し組織する。

(イ) 各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間について、指導内容相互の関連と調和を図る。

(ウ) 各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間について、それぞれの単位数や授業時数を定める。

(エ) 各教科・科目等の特質に応じて、創意工夫を生かし、授業の1単位時間を適切に定める。

#### 4 総合的な学習の時間

##### 問1 総合的な学習の時間はなぜ創設されたか。

総合的な学習の時間は、これからの教育の在り方として「ゆとりの中で〔生きる力〕をはぐくむ」との方向性を示した平成8年7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）において、創設が提言された。この答申では、「〔生きる力〕が全人的な力であるということを踏まえ、横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手だてを講じて、豊かに学習活動を展開して行くことが極めて有効であると考えられる」とし、「一定のまとまった時間（総合的な学習の時間）を設けて横断的・総合的な指導を行うこと」を提言した。

この指摘を踏まえ、教育課程の基準の改善について具体的な検討を進めてきた教育課程審議会の答申において、今回の改善のねらいを効果的に実現するよう、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるようにするとともに、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習などを実施できるようにするため、新たに総合的な学習の時間を創設することが提言された。

##### 問2 総合的な学習の時間の教育課程上の位置付けはどのようになっているか。

総合的な学習の時間は、学校教育法施行規則第57条において、各学校における教育課程上必置とされており、卒業までに生徒に履修させる単位数の合計の中には、総合的な学習の時間の単位数を含んでいなければならないこととされている。学習指導要領総則第4款において、総合的な学習の時間の趣旨、ねらい、学習活動、名称及び実施に当たっての配慮事項を定めているが、各教科・科目及び特別活動とは異なり、指導内容は示していない。

これは、総合的な学習の時間が、問題解決能力を育て、学び方やものの考え方を身に付けることなどをねらいとして、各学校において創意工夫を生かした学習活動を行うものであること、また、この時間の学習活動が各教科・科目等の枠を超えたものであることなどから考えて、各教科・科目等と同様なものとして位置付けることは適当ではなく、したがって、この時間のねらい、この時間を各学校における教育課程上必置とすることを定めるほか、それに充てる授業時数を示すにとどめ、各教科・科目等のように内容を規定しないことが適当であると考えたためである。

##### 問3 総合的な学習の時間の授業時数の設定及び単位の認定はどのようにすべきか。

総合的な学習の時間の授業時数は、卒業までに105～210単位時間を標準とすることとし、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することとしている。ただし、特別活動と同じように、各学校の同じ学科内においては、原則として同じ時数の

学習活動を行うこととなる。

総合的な学習の時間の授業時数については、各教科・科目やホームルーム活動の授業のように、年間35週行うことを標準とはしていない。したがって、卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

なお、総合的な学習の時間については、学校教育法施行規則第63条の4に規定する学校外活動の単位認定を行うことはできないので、必ず学校での授業時数に組むことが必要であり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等として済ませることはできない。

総合的な学習の時間における学習活動に対しては、各教科・科目と同様、生徒が学習活動を行い、その成果が満足できると認められる場合には、単位の修得を認定することとしている。単位の計算方法は、各教科・科目と同様であり、3～6単位が標準となる。

問4 総合的な学習の時間においては、どのようなねらいをもって指導したらよいか。

総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うこととされている。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

総合的な学習の時間は、この時間で取り上げられる課題について単に知識を身に付けることが目的ではない。横断的・総合的な課題についての学習や生徒の興味・関心等に基づいて設定した課題についての学習などの過程を通じて、自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの[生きる力]を育てること、また、情報の集め方、調べ方、まとめ方、報告や発表・討論の仕方などの学び方やものの考え方を身に付け、問題解決に向けての主体的、創造的な態度を育成すること、自己を見つめ、現在や将来について真剣に考え、卒業後の進路を主体的に選択し、生きがいのある生活を実現していくという自己の在り方生き方について考えることができるようにすることをねらいとしている。特に、高等学校の段階においては、自らの意見や考えをもち、論理的に表現したり、討論したりする力、社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方について考え、主体的、自律的に学ぶ力を身に付けることが強く求められている。

総合的な学習の時間は、各教科・科目等で身に付けられた知識・技能等を相互に関連付け、深め、総合的に働くようにすることを目指すものと言える。この時間の活動を通して、特に学校で学ぶ知識と実生活との結び付き及び知の総合化の視点を重視し、各教科・科目等で得た知識や技能等が実生活において生かされ総合的に働くようにすることが大切である。

なお、各教科・科目において行われる学習指導や、特別活動において行われる学校行事等は、あくまでも各教科・科目及び特別活動の目標を達成するためのものであり、総合的な学習の時間のねらいの下に行われる活動そのものではないことに留意する必要がある。

問5 総合的な学習の時間の学習活動としてどのようなものが考えられるか。

各学校においては、総合的な学習の時間のねらいを踏まえ、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うこととされている。

- ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
- ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

これらは、総合的な学習の時間における学習活動を例示しているが、各学校においては、この時間の趣旨やねらいに即して適切な活動を行うことが期待されるものであり、これらの例示された活動を必ず行わなければならないということではなく、これら以外の活動を行うことも可能である。また、各学校における具体的な学習活動が、例示された項目のいくつかにまたがるということもあり得る。

アに掲げる横断的・総合的な課題についての学習活動については、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの課題について、関連する各教科・科目等の内容を有機的に関連付けることなどにより、知の総合化を目指すものである。その際、総合的な学習の時間のねらいに即し、単に知識を習得する学習ではなく、生徒の主体的、自律的な学習により、思考力、判断力、表現力や問題解決能力が育成されるようにすることが大切である。

イに掲げた特定の課題を深く掘り下げるような学習活動を行う場合には、生徒一人一人がそれぞれ自分の追究したい課題を設定し、学習活動に取り組むこととなる。このような学習活動の過程においては、各教科・科目等で培われた知識や技能を総合化することが求められるものであり、問題解決能力や学び方、ものの考え方等の育成を目指す総合的な学習の時間で行うのにふさわしい学習活動であると考えられる。

ウに掲げる学習活動については、自己の在り方生き方を考えることができるようにするとともに、進路への意識を高め、将来の自己の生き方を選択する能力や態度を育成し、自立を図ることが大切であり、例えば、総合学科以外の学科においては、「産業社会と人間」のような学習活動を行うことも、この時間のねらいにふさわしいものとする。

総合的な学習の時間の全体の年間指導計画は、学校や教師が定めることとなるが、取り上げる課題、あるいは、それに基づく具体的な学習テーマや学習方法などについて、生徒の問題意識や興味・関心、進路等に応じて生徒自身に計画を立てさせたり、生徒が主体的に選択・設定できるようにしたりすることが望まれる。

問6 総合的な学習の時間の学習活動の展開に当たっては、どのような点に配慮したらよいか。

総合的な学習の時間の学習活動の展開に当たっての配慮事項として、次の3点が示されている。

(1) 体験的な学習、問題解決的な学習の重視

自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることにより、知的好奇心・探究心をもって自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力、自分の考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する力等を育成することが必要である。

(2) 学習形態、指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫

生徒の様々な興味・関心や多様な学習活動に応えるためには、グループ学習や個人研究など学習形態の工夫を積極的に図る必要がある。また、保護者をはじめ地域の専門家など外部の人々の協力を得つつ全教師が一体となって指導に当たる必要がある。さらに、地域には公共図書館や博物館などの学習機関、様々な企業や工場、団体などがあり、加えて様々な自然環境や文化財、伝統的な行事や産業などもあるので、この時間において豊かな学習活動を展開するには、これらの地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する必要がある。

(3) 総合学科における学習活動

総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として、「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を含むこととされている。総合学科では、これまで「課題研究」が原則履修科目とされてきた。総合学科の「課題研究」は、多様な教科・科目の選択履修によって深められた興味・関心等に基づき、生徒自らが課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、問題解決能力や自発的・創造的な学習態度を育てるとともに、自己の将来の進路選択を含め人間としての在り方生き方について考えさせることをねらいとしている。

今回の改訂で創設した総合的な学習の時間は、そのねらいや学習活動が総合学科の「課題研究」の目標や内容を取り入れたものとなっていることから、総合的な学習の時間に前述の学習活動を行うことにより、「課題研究」に相当する学習を行うことを示している。

問7 職業学科において、「課題研究」等の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動に代替する場合、どのようなことに配慮したらよいか。

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨床実習」、「社会福祉演習」が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究」等の科目は、各教科に関する課題

を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度などを育てる上で大きな成果を上げてきており、また、総合的な学習の時間がねらいとしているものと軌を一にしているものといえる。したがって、総合的な学習の時間の学習活動をもって、「課題研究」等の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「課題研究」等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究」等の履修によって総合的な学習の時間の学習活動に代替する場合には、「課題研究」等を履修した成果が総合的な学習の時間のねらいからみても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な学習の時間における学習活動によって「課題研究」等の履修に代替する場合には、総合的な学習の時間における学習活動の成果が「課題研究」等の目標、内容等から見て満足できる成果を期待できるような場合である。

また、一部又は全部に代替できるとされており、例えば、学校において総合的な学習の時間に課題研究的な学習活動と横断的・総合的な課題についての学習活動の両方を行い、課題研究的な学習活動に相当する部分のみを「課題研究」等の科目と代替するということは可能である。

なお、総合的な学習の時間における学習活動を行うことによって、「課題研究」等の科目の履修に替えた場合には、「課題研究」等の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできないことに留意する必要がある。

#### 問 8 総合的な学習の時間の評価はどのようにしたらよいか。

総合的な学習の時間の評価については、学習指導要領では特に示されていないが、教育課程審議会の答申において、「この時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように試験の成績によって数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、例えば指導要録の記載においては、評定は行わず、所見等を記述することが適当である」と指摘している。総合的な学習の時間は、この時間に取り上げられる個々の課題について単に知識を身に付けることを目的としているものではないため、この時間における評価に当たっては、単位の修得の認否は行うものの、数値的な評定を行うことは適当ではない。

評価の方法としては、例えば、レポート、論文、作品などの製作物、発表や討論の様子などから評価したり、生徒の自己評価や相互評価を活用したり、活動の状況を教師が観察して評価したりするなどして、学習に対する意欲や態度、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価することが考えられる。